

福岡県公報

平成十八年五月三十一日
第二千五百三十九号
増刊 ①

目次

規則（第五十九号・第六十号）

○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

（生活衛生課）…………一

○福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行

（教育庁高校教育課）…………三

規則の一部を改正する規則

（教育庁高校教育課）…………三

訓令（第九号）

○知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全
対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓

（交通対策課）…………三

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

（地方課）…………三

規則

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに交付する。

平成一八年五月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十九号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年福岡県規則第三十五号）の一部を次のように改
正する。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

製菓業務従事証明書

本籍	都・道・府・県		
現住所			
氏名		生年 月日	年 月 日生

上記の者は、下記のとおり製菓の業務に従事したことを証明します。

1 勤務営業所の名称・所在地 (電話番号)			
2 勤務営業所の許可取得状況	保健所名	-----	
	許可年月日	年 月 日	
	許可番号	第 ----- 号	
3 勤務形態 <small>※該当するものに○をつけること</small>	1 正規	2 経営者本人	3 パート・アルバイト
4 従事期間	年 月 日から (年 か月)	パート・アルバイトのみ記載 日／週 時間／日	
5 従事業務内容			

年 月 日

証明者 (1 組合 2 営業者 3 同業営業者)

※該当するものに○をつけること

住 所

(法人又は組合にあっては、その所在地)

営業所の名称

営業者氏名

(印)

(法人又は組合にあっては、その名称及び代表者の職・氏名)

※1 押印は、印鑑登録されたものを使用すること。

2 従事期間は、証明日当日までの期間を記載すること。

(従事期間の計算で 1 カ月未満の端数が生じたときは、切り捨てる。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年五月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第六十号

福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則

一部を改正する規則

福岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年

福岡県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四月末日」を「三月十五日」に改め、同条第一号を削り、同条第三号中「本人及びその扶養者の」を削り、同号を同条第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**訓
令**

福岡県訓令第九号

本 府

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及

び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年五月三十一日

福岡県知事 麻生 渡

第三条の表保健福祉部の項中「児童家庭課長」を「子育て支援課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第五十一号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月十二日福岡県選挙

管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年五月三十一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

指定した施設の表北九州市小倉北区の項中

北九州市立日明市民センター　　〃　　〃　　緑ヶ丘一丁目四番二〇号

北九州市立日明市民センター　　〃　　〃　　日明四丁目三番七号

指定した施設の表飯塚市の項中

飯塚市立岩会館　　〃　　大字立岩一七三八番地の二

飯塚市伊岐須会館　　〃　　大字伊岐須八六九番地の一

飯塚市立岩会館　　〃　　立岩一七三八番地二

飯塚市伊岐須会館　　〃　　伊岐須八六九番地一

指定した施設の表中

八女市	山田市	熊ヶ畠公民館講堂	山田市大字熊ヶ畠二一七三の一
	下山田公民館講堂		〃 大字下山田三七六番地
	山田市市民センター		〃 大字上山田四五一一三
	上山田住民ホール		〃 大字上山田一五一五
	八女市大字川代一五一九番地の二		を

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程（昭和四十五年十二月福岡県訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

に

を

を

		赤池町	同和対策中央研修所	赤池町大字赤池九七〇番地四
	方城町	市場教育集会所	" 大字市場八七六番地一	" 大字赤池稻荷町
犀川町	赤村	九区公民館	" 大字赤池稻荷町	" 大字赤池稻荷町
	方城町民体育館	方城町大字伊方四八八八番地の二	方城町大字伊方四八八八番地の二	方城町大字伊方四八八八番地の二
犀川町	帆柱生活改善センター	赤村住民センター	赤村大字内田一八八番地	赤村大字内田一八八番地
			犀川町大字帆柱字船頭向九五番地の一	犀川町大字帆柱字船頭向九五番地の一
犀川町文化会館		" 大字本庄六四四番地	" 大字本庄六四四番地	" 大字本庄六四四番地

添田町四集会所	添田町大字添田二五三三番地の五七
峰地団地集会所	大字添田一〇九二番地の四
真木朝日教育集会所	大字庄二三五〇番地の一
農川教育集会所	大字添田三二一五番地の三
不動教育集会所	大字中元寺三八一七番地の二
鳥迫教育集会所	大字添田二三三五番地
畠井教育集会所	大字庄八一四番地の一
中鶴集会所	大字添田九八三番地の一
庄集会所	大字庄一四〇〇番地
添田町隣保館	大字庄四一五番地
津野生活改善センター	大字津野一七五四番地
添田町体育館	大字添田一五九四番地の一
庄地区集会所	大字庄九六六番地の一
岩瀬新城集会所	大字庄一六三九番地の三

七

三

改める。

			赤村
		赤村住民センター	赤村大字内田一一八八番地
	福智町	金田体育馆	福智町金田一一五三番地一
	神崎隣保館		神崎一八七五番地一
	同和对策研修センター		" 神崎一八七五番地四
	市場集会所		" 赤池九七〇番地四
第九区公民館		" 市場八七六番地一	
方城分館		" 赤池一九一一番地一	
	" 伊方四八八八番地二		

に

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ惠二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一
三五〇円(税込・郵便料別)